委員長メッセージ

国際標準に合致した安全保障体制の早期構築を目指せ

安倍政権下では、憲法第9条も視野に入れた憲法改正論議が進められている。しかし足元では、日本人の安全を脅かす現実的な脅威も多数引き起こされている。現在の国の枠組みの中で早期のうちに、安全保障を強化していくことは可能なのか。加瀬委員長が語った。

安全保障 委員会 (2012年度)

委員長 加瀬 豊

緊急時の現場が機能するためには 実行可能な政策の早期実現が不可欠

経済がグローバル化する中で、日本の領域内外における安全保障政策はその重要度を増しています。今こそ、自国民の生命と財産を守るという、基本的目的に沿った議論が必要です。

本提言が「実行可能」と題したことには、二つの意味があります。一つは憲法や専守防衛といった言葉に過度にとらわれず、また、昨今機運が高まる憲法改正を待つことなく、現行法の枠内でも実行できることをすぐにやるべきだ

加瀬豊委員長
双日取締役会長
1947年千葉県生まれ。70年東京大学経済学部卒業後、日商岩井(現・双日)入社。日商岩井ニュージーランド会社社長、双日専務執行役員、副社長執行役員などを経て、07年社長、12年4月より現職。2006年10月経済同友会入会、07年度より幹事。11~12年度安全保障委員会委員長。

ということです。もう一つは、現場でのより迅速かつ的確な判断・行動を可能にするべきであるということです。 そうした思いから、現行の憲法下においても実現可能な法整備、体制構築を早期に実現するよう、提言したのです。

機能集約をした司令塔の下積極的な安全保障政策の展開を

まず、安全保障政策の要として、省 庁をまたいだ司令塔たる国家安全保障会 議(日本版NSC)を設置し、機能集約を 図ることが重要です。緊急時に事後的に 体制を構築するのではなく、平時から非 常時を想定して対応ができるようにする 必要性があるからです。この点につい て、安倍内閣は積極的に議論を進めて おり、早期の実現を期待しています。

一方、これまでの安全保障体制は、ややもすれば自助努力に欠けたところがあり、同盟国である米国との関係も片務的なものでした。自ら守れるものは守り、より対等で双務的な同盟関係にしていかなくてはなりません。緊張する北東アジア情勢の中にあっては、まず日本が自ら守るという姿勢が基本であり、その上で地域安全保障を確保すべく、同盟国や友好国との間で軍事的・非軍事的協力関係を密にしていくことが大切です。安定の礎として日米同盟をさらに強化していくことはもちろん、例えば米国と同盟関係にある国々への巡視船・装

備品等の譲渡、港湾施設等の整備といった支援も含めて、日本が独自にできることを積極的に進めるべきです。

現行憲法下においても 国際標準の安全保障体制は可能

では、日本自身の安全保障を自助努 力で行うために必要なこととは何か。 それは、緊急時に現場が機動的に機能 するための法整備・体制整備です。ア ルジェリアの事件によりあらためて浮 き彫りとなった邦人保護の問題、また、 東日本大震災でも課題となった緊急事 態法制や体制の整備等です。現在の自 衛隊法は、「行ってよい」ことのみを規 定するポジティブ・リスト型であり、 緊急時であっても隊の行動が著しく制 約されます。現実的な判断に基づく、 機動的な活動のためにも、「行っては ならない」原則のみを規定するネガティ ブ・リスト型の制度設計に変えていく べきなのです。

グローバルな経営に取り組むわれわれ経済人の目線でいえば、エネルギー・資源、あるいは食料の安全保障も重要なテーマです。その前提としては、近年、海賊やテロ、領土問題といった危機に直面するシーレーンの安全確保が不可欠です。海上保安庁の質・量両面での充実、あるいは海上自衛隊の柔軟な運用が求められます。

ただ、特に地域安全保障については、

きいでしょう。政治的関係が悪化して いる国とも、対話を通じて、経済的な 互恵関係を築くことができるからです。 また情報収集という側面でも、民間と 日本政府が協力できる部分は大きいで : しょう。日本の在外大使館は近年、海 … 提言してきた方向性はオーバーラップ … 制を構築することは可能なのです。

です。日常的な交流を通じて収集した 情報を相互に交換すれば、緊急時への: 備えにもなるはずです。

第二次安倍政権発足以後、政府の安 全保障政策の方向性とわれわれが議論・

われわれ民間企業が資するところも大 :: 外での企業活動に対して非常に協力的 :: するようになりました。それは一言で いえば、国際標準に合致した安全保障 体制を築くということだと思います。 憲法改正については別途国民的議論を 深めていく必要がありますが、現行憲 法下においても国際標準の安全保障体

提言 概要

「実行可能」な安全保障の再構築

(4月5日発表)

I. 自助努力と主体性に基づく安全保障政策·体制の構築

- (1) 国家安全保障会議の設置 ○国家安全保障会議を内閣の下に設置 ○情報収集、分析機能の一元化
- (2) 緊急事態基本法の制定と危機対応体制の確立 (2) 緊急事態基本法の早期制定 (2) 有事における省庁・自治体間連携円滑化のため の体制整備 ○民間協力に関わる合意形成と仕組みづくりへの着手
- (3) 日本の領域外における安全確保、国民の保護に関わる検討 ○領域外における国民の保護に対する国の姿勢の明確化 ○省庁 間、官民の壁を越えた情報面での協力
- (4)集団的自衛権行使の解釈の変更 ○集団的自衛権行使の容認 ○自衛権行使に関する手続きの法制化
- (5) 武器輸出三原則の緩和拡大 ○価値観を共有する国を対象に一層の緩和拡大 ○防衛力の技術的基盤の維持・向上
- (6) 国連部隊の一員として責任ある役割の担保 ○自衛隊海外派遣基準等につき恒久法を制定 ○武器使用基準を国連規定に合わせ緩和
- (7) 安全保障政策としての情報·通信政策 〇安全保障政策としての情報·通信政策の確立 〇日本の領土、領海、経済水域をカバーす る情報収集システム構築 ○情報の管理・保全体制の整備

Ⅱ. 経済基盤の安全確保に向けた施策: 経営者の視点から

(1) 日本の経済基盤の維持に必要な安全保障の考え方

エネルギー・資源安全保障

- ○1次エネルギー源の種類・輸入元の多様化
- ○原子力発電は「縮原発」の方向性を踏まえ、国際的な視点も念頭に判断

【食料安全保障 】

- ○自由貿易推進と、国内農業の強化・高度化を両輪に、選択肢を拡大
- ○農業の輸出競争力と供給力の向上を通じた自給能力強化
- (2) ライフラインとしてのシーレーンの安全確保に向けて

沿岸警備体制の強化

○海上保安庁の能力の質・量両面での充実

【アジア太平洋地域を中心とした多国間連携

- ○海上自衛隊の能力の充実、部隊配置や運用の柔軟化
- ○信頼醸成、ルール策定に向けたイニシアティブ発揮
- ○海賊対策、機雷除去等への貢献
- (3) 多国間の経済関係、対話チャネルの構築と情報発信
- ○各国との互恵的経済関係の構築
- ○積極的、かつタイムリーな情報発信
- ○幅広いセクター、分野における建設的エンゲージメント

Ⅲ. アジア太平洋地域における平和構築に向けた日本の役割

(1) アジア太平洋における重層的多国間関係の構築

- ○価値観を共有する国々との同盟、安全保障協力
- ○多国間協力枠組みを通じ、さまざまな分野でイニシアティブを : ○日本国内における基地共同使用の推進 発揮
- ○中国との戦略的互恵関係の維持・発展に努力。共通の課題に対 : ○地域における米軍活動に対する柔軟な側面支援 する連携を糸口に、「責任ある大国」の役割を求める
- (2) アジア太平洋地域における安定の礎としての日米同盟の強化 日米同盟の強化
- ○日米部隊間の相互運用性・能力・即応性を向上
 - (米軍、自衛隊に加え、海上保安庁、警察、関連諸機関を含む)

(アジア太平洋地域における協力)

- - -日本の離島防衛、監視・情報収集能力の強化
 - -米国の同盟国、友好国との経済的互恵関係強化
 - アジア諸国の海上監視や港湾の能力向上に資する援助

Ⅳ. 節度ある防衛力の整備

- ○海上や航空面での防衛体制強化のために、まず既存防衛予算内で賄う工夫を
- ○国際情勢の変化を受け、地域の防衛力バランスと抑止力の視点から、必要な予算規模を検討し、節度ある防衛力整備を

V. 「人間の安全保障」のための日本のコミットメント

○日本は「人間の安全保障」という価値を追求し、貧困削減、グローバルヘルス (国際保健)の推進、生活水準の向上に向けて、積極 的なコミットメントを示していくべき